

公 告

分任契約担当官
自衛隊東京地方協力本部長
横田 紀子



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4PDY1PM00080	4PDY1C10007 0001						
品名 または 件名							
廃棄物処理（可燃ごみ） ほかに5件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
16,000.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
東京地本							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊東京地方協力本部総務課会計班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年3月12日（火）10時30分 自衛隊東京地方協力本部広報展示室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定総価（入札額は内訳に記載された品目ごとに入札単価を記載し、品目ごとの単価に発注予定数量を乗じて算出した額の総価）とし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とする。
（契約は入札単価による単価契約とする。）

ウ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 契約の締結

契約締結については令和6年4月1日付とする。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) 競争に参加する者に必要な事項

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- カ エの「資本関係又は人的関係のある」場合は、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- キ 競争参加資格の年度は令和4・5・6年度とし、関東甲信越地域の資格を有する者とする。
- ク 都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「収集運搬の許可証」及び同規則第10条の4に規定された「処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本役務の履行内容を満たしている者。
- ケ 環境配慮への取扱状況・優良基準への適合条件(裾切基準値の50%以上)を満たすことを証明する書類を令和6年3月8日(金)までに提出すること。

(5) 入札の無効

- ア (4)に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 電報及び電話による入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

(6) 違約金

天災地変、その他契約相手方の責に帰しがたい理由がある場合を除き、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- イ 郵便等による入札は、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記し、入札日の前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)17時00分までに担当者必着分を有効とする。
- ウ 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- エ 入札に参加する者は、入札日の前日までに「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。(メール可)
- オ 初度入札で郵便入札による入札があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
日時：令和6年3月14日(木)10時30分 場所：自衛隊東京地方協力部広報展示室前

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

自衛隊東京地方協力本部(東京都新宿区市谷本村町10番1号)

メールアドレスadml-tokyo@pco.mod.go.jp(admの次は数字の1)

※メールを送信した場合は、必ず着信の確認をすること。

ア 入札・契約等に関するお問い合わせ

総務課会計班 今村

TEL 03-3268-3111 内線48045

イ 仕様内容等に関するお問い合わせ

総務課管理班 明道

TEL 03-3268-3111 内線48053

仕 様 書

作 成	年 月 日	令和6年2月27日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部総務課
	階級・氏名	1等陸曹 明道 裕
件 名	廃棄物処理（可燃ごみ）ほか5件	
予定数量	31,730Kg	

1 契約件名

廃棄物処理（可燃ごみ）ほか5件

2 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

3 廃棄物の種類及び予定数量等

品 名	種 類	予定数量 (kg)
廃棄物処理（可燃ごみ）	一般廃棄物	16,000
廃棄物処理（不燃ごみ）	廃プラスチック類	4,000
リサイクル品回収（びん）	ガラス・陶磁器くず	30
リサイクル品回収（缶）	金属くず	200
リサイクル品回収（ペットボトル）	廃プラスチック類	500
リサイクル品回収（ミックスペーパー）	紙くず他	11,000

※ 廃棄物処理、リサイクル回収の排出区分は、新宿区東清掃事務所が発行している「ごみ・資源の正しい分け方・出し方」パンフレットの排出区分による。

4 履行場所

(1) 廃棄物等の集積場所

- ・東京地本本部庁舎 新宿区市谷本村町10-1 03-3269-3513
- ・代々木募集案内所 渋谷区代々木1-41-9DMK 代々木ビル2F 03-3374-2203
- ・大田出張所 大田区西蒲田7-1-6 谷口ビル3F 03-3736-4271
- ・世田谷募集案内所 世田谷区太子堂2-12-2 東成ビル2F 03-3412-6039
- ・五反田募集案内所 品川区東五反田4-10-12 共進ビル2F 03-3445-7747
- ・城北地区隊本部 豊島区西池袋1-18-1 五光ビル5F 03-3982-7076
- ・北地域事務所 北区赤羽西1-37-2 ジェラール5F 03-3900-8411
- ・練馬地域事務所 練馬区豊玉北6-3-3 第8平和ビル403 03-3991-8921
- ・高円寺募集案内所 杉並区高円寺南4-27-10 佐野ビル6F 03-3318-0818
- ・城東地区隊本部 江東区亀戸1-8-9 岩上ビル2F 03-3685-2000

- ・台東出張所 台東区東上野 3-17-8 大野屋ビル 2F 03-3831-3555
- ・足立地域事務所 足立区千住中居町 33-3 大橋ビル 1F 03-3882-8831
- ・新小岩募集案内所 葛飾区東新小岩 1-3-4 塚原ビル 3F 03-3696-3537

- (2) 廃棄物等の処分（中間処理）の場所
受託者の指定する場所

5 委託業務の範囲

(1) 収集運搬

ア 受託者が、委託者の排出する廃棄物等について収集し、法令等に従い処分施設に運搬するまでを本委託契約の収集運搬の範囲とする。

(ア) 廃棄物

可燃ごみ 区指定の清掃工場

不燃ごみ 受託者の指定する場所

(イ) リサイクル品

受託者の指定する場所

イ 収集運搬の日時

品名	収集運搬曜日	収集時間
廃棄物処理（可燃ごみ）	月・水・金とするも、 各事務所等の相互調整とする。	午前9時00分 ～ 午後16時00分
廃棄物処理（不燃ごみ）		
リサイクル品回収（びん）		
リサイクル品回収（缶）		
リサイクル品回収（ペットボトル）		
リサイクル品回収（ミックスペーパー）		

※ 収集運搬の日が祝日・年末年始等委託者の閉庁日にあたる場合は、収集はしないものとする。

ウ ごみの分別、収集場所への排出は、委託者が行う。

エ 委託者のごみ袋の重量については、その容積に関係なく、作業員が荷上作業のできる常識の範囲内に制限するものとする。

オ 受託者は、廃棄物等の収集を行うときは、委託者の担当者との相互調整により行う。また作業報告書及び不燃ごみについては、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を発行するものとする。

カ 情報の提供

委託者は、収集運搬を委託する廃棄物等の種類、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、通常の保管状況下での性状の変化に関する事項、荷姿、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項、その他取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を受託者に提供しなければならない。

(2) 処分

委託者の排出する上記廃棄物等のうち、受託者によって受託者の処理施設に搬入した不燃ごみについて、法令等に従い適正に処理するまでを本委託契約の処分業務の範囲とする。

6 受託者の事業範囲

受託者は、本件に関する事業場所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長が発行する許可証を全て提示するとともに、その写しを提出する。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証を委託者に提示するとともにその写しを提出する。

また、「産業廃棄物収集運搬・処分委託業務の内容及び受託者の事業内容」に必要事項を記入して提出する。

7 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、委託者へ登録車両の全て又は本委託に関する全車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

8 マニフェスト

(1) 委託者は、不燃ごみ排出の都度、マニフェストに必要事項を記載し受託者に交付する。

(2) 受託者は、不燃ごみ搬入の都度、マニフェスト B1 (収集運搬業者保管) 票及び B2 (運搬終了) 票に必要事項を記載した後、B2 (運搬終了) 票を運搬終了日から 10 日以内に、また処分 (中間処理) を終了した際は、D (処分終了) 票を委託者に送付する。

なお、受託者は、B1 (収集運搬業者保管) 票、C1 (処分業者保管) 票及び C2 (処分終了) 票を 5 年間保管する。

(3) 受託者は、本契約に関する不燃ごみの最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェスト E (最終処分終了) 票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E (最終処分終了) 票を委託者に送付する。

(4) 委託者は、受託者から送付されたマニフェスト B2 (運搬終了) 票、D (処分終了) 票及び E (最終処分終了) 票を A (排出事業者保管) 票とともに 5 年間保管する。

9 最終処分の確認

(1) 委託者は、当該不燃ごみに係る最終処分場所の所在地 (住所・地名・施設の名称など)、最終処分の方法及び施設の処理能力を、マニフェストの最終処分に記載する。

(2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分場所について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者との間で交わしている委託契約書、マニフェスト (又は受領書等) 及び許可書の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称・方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を本契約書に添付しなければならない。

1 0 役務完了届

受託者は、業務が完了したときは、月ごと役務完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。

1 1 支払い方法

- (1) 受託者は、業務完了後、その業務に係る代金を月ごと請求するものとする。
- (2) 請求金額の算出方法については、各契約単位にそれぞれ月ごとの合計した数量を乗じて得た金額の合計額を請求金額とする。
- (3) 代金の請求は、翌月10日までにを行うものとする。
- (4) 委託者は、マニフェストB2票、D票、E票及び役務完了届により廃棄物等の収集運搬・処分を確認した後に、受託者が発行する請求書に基づき30日以内に支払いを行う。

1 2 再委託の禁止

受託者は、本件委託業務を第三者に委託してはならない。

1 3 契約の解除等

- (1) 受託者が法令で定める基準を満たさなくなったときは、委託者は本契約を解除することができる。
- (2) 受託者が本仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者は本契約を解除することができる。
- (3) 何らかの理由により本契約が解除される場合であっても、受託者は契約に基づき委託者から受け入れた廃棄物の処理を終了するまでは責務を負い、本契約を解除することができない。
- (4) 契約期間内において廃棄物等の排出量が予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもって本契約は終了する。

1 4 秘密保持

受託者は、本委託業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間終了後においても同様とする。

1 5 適用法令

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他法令に基づき適正に処理すること。

1 6 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 廃棄物収集運搬業許可証 (写) | 1部 |
| (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証 (写) | 1部 |
| (3) 産業廃棄物処分業務許可証 (写) | 1部 |
| (4) 産業廃棄物収集運搬・処分委託業務の内容及び受託者の事業内容 | 1部 |

17 書類提出先

自衛隊東京地方協力本部 総務課会計班契約係

18 疑義の解釈

本契約書について疑義が生じた場合は、関係法令に従いその都度契約担当官等と受託者が協議して決定するものとする。

入 札 書
見 積 書

調 達 要 求 番 号	4PDY1C10007	契 約 実 施 計 画 番 号	4PDY1PM00080
-------------	-------------	-----------------	--------------

金 額 (税 抜)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
廃棄物処理(可燃ごみ)	仕様書のとおり	KG	16,000		
廃棄物処理(不燃ごみ)	仕様書のとおり	KG	4,000		
リサイクル品回収(びん)	仕様書のとおり	KG	30		
リサイクル品回収(缶)	仕様書のとおり	KG	200		
リサイクル品回収(ペットボトル)	仕様書のとおり	KG	500		
リサイクル品回収(ミックスペーパー)	仕様書のとおり	KG	11,000		
	以下余白				
合 計					
納 入 場 所	自衛隊東京地方協力本部	納 期	6.4.1 ~ 7.3.31		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年3月12日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

横 田 紀 子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名